

議案第 29 号

園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定について

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 120 条の 23 第 3 項の規定に基づき、園芸施設危険段階基準共済掛金率を次のとおり設定することについて、園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領（平成 16 年 2 月 10 日付農経第 1405 号兵庫県農政環境部農政企画局長通知）の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

1 危険段階の設定方式

組合員等別危険段階設定方式

2 危険段階の数

施設区分	共済目的の種類	危険段階数
プラスチックハウスⅡ類	特定園芸施設及び附帯施設	2 + 基準

3 危険指数の設定方法

危険段階被害率の最小値の危険段階の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値を最小値の「1.1」倍にして設定した。

4 危険段階基準共済掛金率

別紙のとおり

5 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日以降引受分より

別紙

危険段階基準共済掛金率等計算表（園芸施設共済）

施設区分	基準共済掛金率(特定園芸施設及び附帯施設に係るもの) (P施) (%)	危険段階区分 (i)	平均被害率の範囲 (%)	組合員等数 (人)	見込共済金額 (Ai) (円)	危険指数 (Ki)	(Ai)×(Ki) (円)	危険段階別基準共済掛金率の算定基礎率 (P施i)=t×(Ki) (%)	(Ai)×(P施i)
プラスチックハウスⅡ類	3.044	1	0.100 ～999.999	4	12,493,209	1.100	13,742,529.9	3.262	40,752,847.8
		2	0.000 ～0.099	21	34,593,042	1.000	34,593,042.0	2.965	102,568,369.5
		基準						3.044	
		計			(B) 47,086,251		(C) 48,335,571.9		(D) 143,321,217.3
		$t = ((B) \times (P施)) / (C) = 47,086,251 \times 3.044 / 48,335,571.9 = 2.96532$ $(P施) \div (D) / (B) = 143,321,217.3 / 47,086,251 = 3.044$							

(注) P施は、当該基準方式における基準共済掛金率又は当該危険段階区分に設定された危険段階別共済掛金率とする。

(審議資料)

農業災害補償法第 120 条の 23 第 3 項の規定に基づき、園芸施設危険段階基準共済掛金率を設定することについて、園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領（平成 16 年 2 月 10 日付農経第 1405 号兵庫県農政環境部農政企画局長通知）の規定により、議会の議決を求めるもの。プラスチックハウスⅡ類の特定園芸施設及び附帯施設について、過去 5 年間の被害率により組合員等を 2 段階に区分し、適用する共済掛金率に差をつけようとするもの。